

News Release

2019年10月21日

NITE（ナイト）

独立行政法人製品評価技術基盤機構
法人番号 9011005001123

長く使った製品は点検しましょう ～長期使用製品安全点検制度～

一般的に製品は長期間の使用によって部品などが劣化し、事故が発生するおそれがあります。そのため、長期間使用した製品は点検が必要となります。特に所有者による点検が困難で、経年劣化により重大な事故が発生するおそれがある9品目の製品は「特定保守製品」として指定されており、それらの製品の経年劣化による事故を防ぐために、2009年に「長期使用製品安全点検制度」が設けられました。新たに特定保守製品を購入した方は、所有者情報を製造・輸入事業者に登録すること及び点検を受けることが求められています。

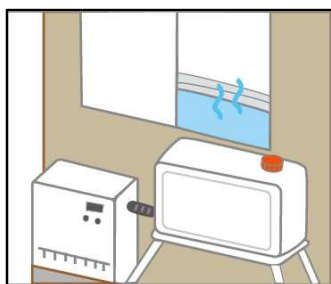
1. 2014年度から2018年度の間で、NITEに製品事故報告があった情報^{※1}のうち、「特定保守製品」による事故は、836件^{※2}ありました。使用期間が判明したものは532件で、そのうち325件（61%）が、10年以上使用した製品で起こっています。また、10年以上使用した製品による事故325件のうち183件（56%）は、火災を伴う事故となっています。
2. 特定保守製品を購入される際は、購入時に所有者情報の登録を行いましょ。既に製品をお持ちで、未登録の方は今からでも登録を行ってください。
3. 制度開始時の多くの製品は設計標準使用期間が10年に設定されているため、制度開始直後に所有者情報を登録された方には既に点検の案内が届き始めています。点検の案内が届きましたら、案内に沿って点検を受け、事故を未然に防ぎましょ。

（※1）消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故に加え、事故情報収集制度により収集された火災に至らなかった非重大製品事故（ヒヤリハット情報（被害なし）を含む）。

（※2）2019年8月31日現在、重複、対象外情報を除いた事故発生件数。

特定保守製品（9品目）

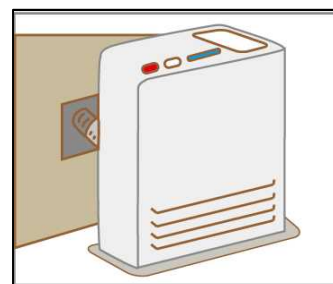
石油ふろがま、石油給湯機、密閉燃焼式石油温風暖房機（以下、「FF式石油温風暖房機」とする）、屋内式ガスふろがま（都市ガス用、LPガス用）、屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用、LPガス用）、ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機



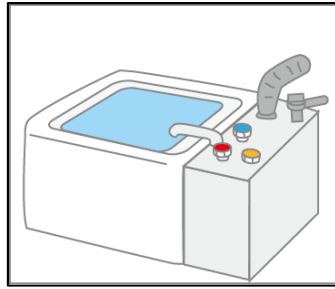
石油ふろがま



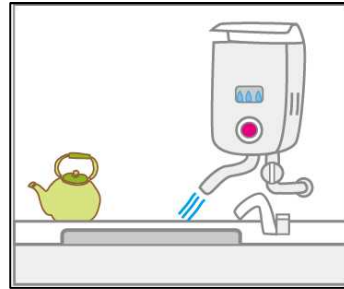
石油給湯機



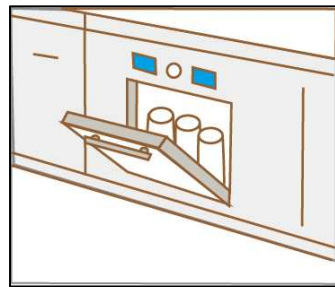
FF式石油温風暖房機



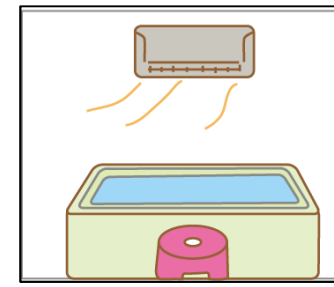
屋内式ガスふろがま
(都市ガス用/LPガス用)



屋内式ガス瞬間湯沸器
(都市ガス用/LPガス用)



ビルトイン式電気食器洗機



浴室用電気乾燥機

特定保守製品の対象品目

長期使用製品安全点検制度の詳細については以下 URL 参照

https://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/07kaisei.html

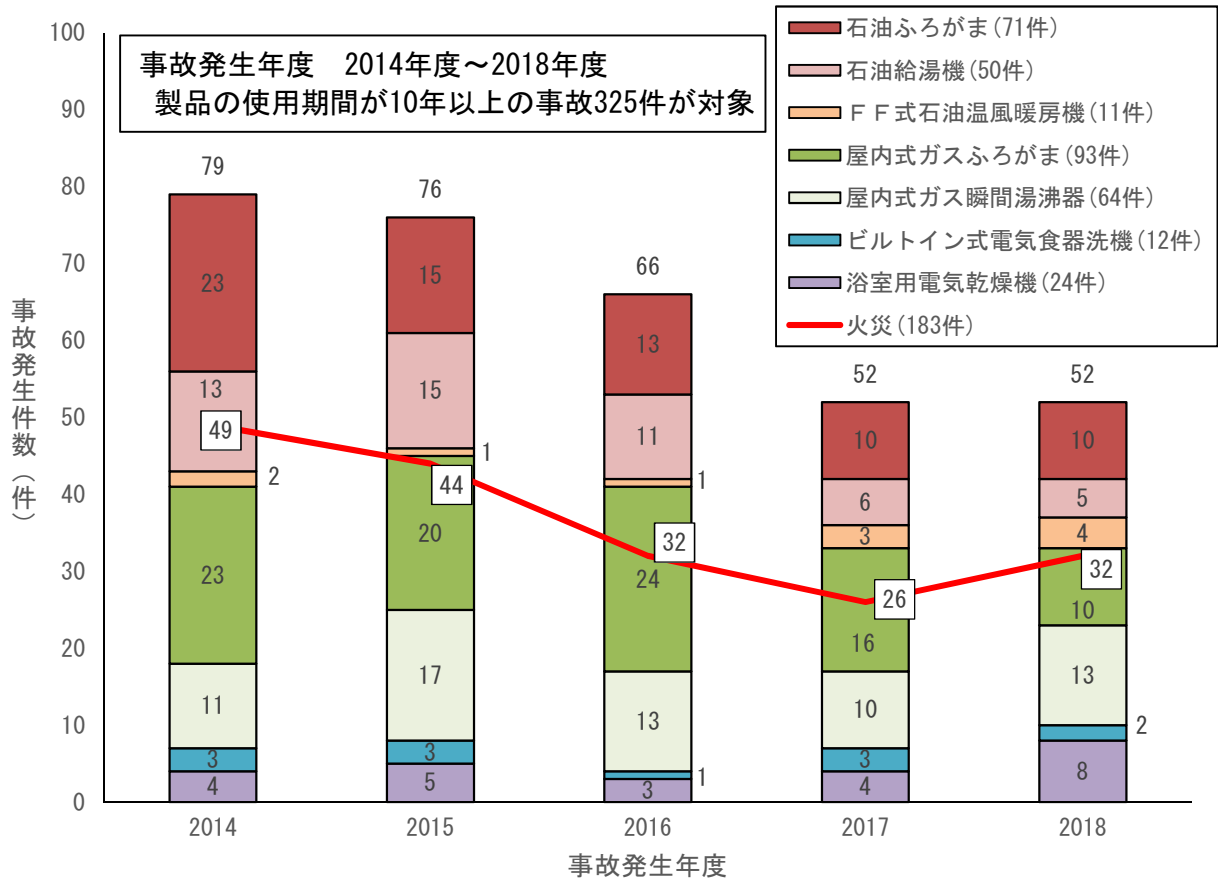


図1 年度別の特定保守製品における事故発生件数

お問い合わせ先

独立行政法人製品評価技術基盤機構

製品安全センター所長 小田 泰由

担当者 柿原、向井

電話：06-6612-2066

FAX：06-6612-1617